

(一覽表2)

不利益処分に係る処分基準

部局名：保健福祉部福祉局施設運営指導課

(電話011-231-4111 (内線25-212))

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
1	介護保険法	第76条の2第3項	指定居宅サービス事業者に対する命令	未設定 ハ	
2	介護保険法	第77条第1項	指定居宅サービス事業者の指定の取消し等	未設定 ハ	
3	介護保険法	第91条の2第3項	指定介護老人福祉施設の開設者に対する命令	未設定 ハ	
4	介護保険法	第92条第1項	指定介護老人福祉施設の指定の取消し等	未設定 ハ	
5	介護保険法	第101条	介護老人保健施設の使用制限	未設定 ハ	
6	介護保険法	第102条第1項	介護老人保健施設の管理者の変更命令	未設定 ハ	
7	介護保険法	第103条第3項	介護老人保健施設の開設者に対する命令等	未設定 ハ	
8	介護保険法	第104条第1項	介護老人保健施設の開設許可の取消し等	未設定 ハ	
9	介護保険法	第113条の2第3項 (旧法)	指定介護療養型医療施設の開設者に対する命令	未設定 ハ	
10	介護保険法	第114条第1項 (旧法)	指定介護療養型医療施設の指定の取消し等	未設定 ハ	
11	介護保険法	第114条の3	介護医療院の使用制限	未設定 ハ	
12	介護保険法	第114条の4第1項	介護医療院の管理者の変更命令	未設定 ハ	
13	介護保険法	第114条の5第3項	介護医療院の開設者に対する命令等	未設定 ハ	
14	介護保険法	第114条の6第1項	介護老医療院の開設許可の取消し等	未設定 ハ	
15	介護保険法	第115条の8第3項	指定介護予防サービス事業者に対する命令	未設定 ハ	
16	介護保険法	第115条の9第1項	指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等	未設定 ハ	
17	介護保険法	第115条の34第3項	業務管理体制整備の命令 (介護サービス事業者)	未設定 ハ	
18	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第49条第4項	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者に対する命令	未設定 ハ	
19	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第50条第1項	指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し等	未設定 ハ	
20	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第50条第3項	指定障害者支援施設の指定の取消し等	未設定 ハ	
21	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の4第3項	業務管理体制整備の命令 (指定障害者サービス事業者等)	未設定 ハ	
22	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の28第4項	指定一般相談支援事業者に対する命令	未設定 ハ	
23	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の29第1項	指定一般相談支援事業者の指定の取消し等	未設定 ハ	

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
24	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の33第3項	業務管理体制整備の命令 (指定一般相談支援事業者)	未設定 ハ	
25	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第82条第1項	障害福祉サービス事業者に対する事業の停止等	未設定 ハ	
26	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第86条第1項	障害者支援施設の設置者に対する事業の停止等	未設定 ハ	
27	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第82条第1項	一般相談支援事業者に対する事業の停止等	未設定 ハ	
28	児童福祉法	第21条の5の23第3項	指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者に対する命令	未設定 ハ	
29	児童福祉法	第21条の5の24第1項	指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等	未設定 ハ	
30	児童福祉法	第21条の5の28第3項	業務管理体制整備の命令 (指定障害児通所支援事業者等)	未設定 ハ	
31	児童福祉法	第24条の16第3項	指定障害児入所施設等の設置者に対する命令	未設定 ハ	
32	児童福祉法	第24条の17第1項	指定障害児入所施設の指定の取消し等	未設定 ハ	
33	児童福祉法	第24条の19の2	業務管理体制整備の命令 (指定障害児入所施設等の設置者)	未設定 ハ	
34	児童福祉法	第24条の40第3項	業務管理体制整備の命令 (指定障害児相談支援事業者)	未設定 ハ	
35	老人福祉法	第18条の2第1項	認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対する必要措置	未設定 ハ	
36	老人福祉法	第18条の2第2項	老人居宅生活支援事業等の制限又は停止命令	未設定 ハ	
37	老人福祉法	第19条第1項	養護老人ホーム等の設置認可取消等	未設定 ハ	
38	老人福祉法	第29条第13項	有料老人ホーム設置者に対する改善命令	未設定 ハ	
39	老人福祉法	第29条第14項	有料老人ホーム設置者に対する事業制限又は停止命令	未設定 ハ	
40	社会福祉法	第56条第6項	社会福祉法人に対する措置命令	未設定 ハ	
41	社会福祉法	第56条第7項	社会福祉法人に対する業務の全部若しくは一部の停止命令	未設定 ハ	
42	社会福祉法	第56条第8項	社会福祉法人に対する解散命令	未設定 ハ	
43	社会福祉法	第71条	社会福祉施設の基準適合命令	未設定 ハ	
44	社会福祉法	第72条第1項	社会福祉事業経営の許可の取消等	未設定 ハ	
45	社会福祉法	第72条第2項、第3項	社会福祉法の規定に違反して社会福祉事業を営む者の制限等	未設定 ハ	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

* 処分基準を設定し、公にするのは努力義務であるが、手続法の趣旨から、合理的な理由がある場合を除いては定めなければならない。